

「大阪府リサイクル製品認定マーク」表示要領

（趣 旨）

第1 この要領は、大阪府リサイクル製品認定要領（以下「認定要領」という。）第8条第1項から第4項の規定に基づき、大阪府認定リサイクル製品（以下「認定製品」という。）にかかる表示に関し必要な事項を定める。

（表示デザイン等）

第2 認定要領第8条第1項の規定に基づく第1の表示デザインは図1のとおりとする。

第3 認定要領第8条第2項の規定に基づく第1の表示デザインは図2のとおりとする。

第4 認定要領第8条第3項の規定に基づく第1の表示デザインは図3のとおりとする。

第5 認定要領第8条第4項の規定に基づく第1の表示デザインは図4のとおりとする。

第6 第2から第5に規定する表示デザインを「大阪府リサイクル製品認定マーク」（以下「マーク」という。）と称する。

（マークの使用制限）

第7 マークは、大阪府のほか、次に掲げる者以外は使用することができない。

- (1) 大阪府リサイクル製品認定要領に基づき認定を受けた者
- (2) その他知事が認めた者

（マークの使用）

第8 第7に掲げる者は、認定要領第9条及び第10条第4項の規定に十分留意の上、認定製品の本体、包装、認定製品を紹介する印刷物等にマークを表示することができる。

（苦情の処理）

第9 マークを使用した者は、その使用に関して消費者等から苦情があった場合には、責任をもってその処理にあたらなければならない。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、マークの使用に関し必要な事項は、大阪府環境農林水産部循環型社会推進室が定める。

附 則

この要領は、平成16年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

図 1



使用色

部位	RGB	CMYK	PANTONE
文字：「OSAKA」「products」	R35 G24 B21	K100	PANTONE P Process Black C
文字：「Basic」	R34 G172 B56	C75 Y100	PANTONE 354 C
中央デザイン：「eco」	R34 G172 B56	C75 Y100	PANTONE 354 C

図 2



使用色

部位	RGB	CMYK	PANTONE
文字：「OSAKA」「products」	R35 G24 B21	K100	PANTONE P Process Black C
文字：「Reborn」	R234 G85 B20	M80 Y95	PANTONE 1585 C
中央デザイン：「eco」	R234 G85 B20	M80 Y95	PANTONE 1585 C

図 3



使用色

部位	RGB	CMYK	PANTONE
文字：「OSAKA」「products」	R35 G24 B21	K100	PANTONE P Process Black C
文字：「Ocean」	R3 G110 B184	C85 M50	PANTONE 3005 C
中央デザイン：「eco」	R3 G110 B184	C85 M50	PANTONE 3005 C

図 4



使用色

部位	RGB	CMYK	PANTONE
文字：「OSAKA」「products」	R35 G24 B21	K100	PANTONE P Process Black C
文字：「Carbon」	G162 B154	C80 M10 Y45	PANTONE 3285 C
中央デザイン：「eco」	G162 B154	C80 M10 Y45	PANTONE 3285 C